

総務省関係

様

「令和5年度予算編成及び施策」並びに「新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等」に関する要望



(津和野町:映画「高津川」のロケ地となった旧左鏡小学校)

令和4年9月

島根県町村会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

中国地方においては、6月28日に早々と梅雨明け宣言が出され、本年はここ数年続いた梅雨期の豪雨災害が発生せず、安堵しているところです。引き続き、過年災害の復旧事業に対するご支援をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症についてですが、一昨年、1月15日に国内で最初の感染者が確認されて以来、足かけ3年に及ぶ戦いを余儀なくされてきました。本県でも、今年1月以降、感染力の非常に強いタイプのオミクロン株が流行し、7月に入ってから、1日の感染者数が度々1,000人を超えるなど、爆発的な感染状況となっています。再び医療の逼迫や社会経済活動の停滞が懸念される状況となったことから、一層強い危機感を持って感染拡大防止に努めていく必要があります。国におかれては、町村に対し適切にご支援、ご協力をお願いいたします。

一方、グローバル化している国際社会にあっては、感染症の流行に加えて、国際紛争や気候変動、さらには為替相場の変動などが資源・原材料価格を高騰させ、それにとともなう物価上昇が住民生活を直撃しています。我々町村としても、現在、最重要課題として取り組んでいる地方創生はもとより、今後は変動する内外情勢にも気を配りながら住民生活の不安解消に一層の努力が求められているものと認識しています。

しかしながら本県町村のほとんどが中山間・離島など条件不利地域に立地しており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、人口減少対策やコロナ対策、さらに災害復旧やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和5年度の予算編成と今後の施策展開並びに新型コロナウイルス対策及び経済対策等について、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、本県町村を取り巻く厳しい実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和4年9月1日

島根県町村会長 下 森 博 之

I 令和5年度予算編成及び施策に関する要望項目

1. 地方創生の更なる推進について

- (1)地方創生推進財源の確保
- (2)「特定地域づくり事業推進法」への対応

2. デジタル化施策の推進について

- (1)デジタル人材の確保・育成
- (2)「地域デジタル社会推進費」の延長
- (3)デジタル田園都市国家構想推進交付金の充実
- (4)条件不利地域に対する支援

3. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について

- (1)地方交付税の総額確保
- (2)地方交付税算定方式の見直し
- (3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

4. 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興について

5. 公職選挙制度の見直し・改善等について

- (1)人口減少時代における地方の声の国政選挙への反映
- (2)参議院選挙における合区の早期解消

6. 過疎対策事業の拡充について

7. 空き家対策への総合的な取組みについて

- (1)空き家の有効活用等の推進

8. 離島振興法の延長及び特別措置の拡充について

9. 教育魅力化の推進について

Ⅱ 新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する要望項目

1. 医療機関に対する財政措置について
2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(物価高騰対応分)の追加交付と使途要件の緩和について
3. 事業実施のための万全な財政対策等について
 - (1) 適時的確な財源措置
 - (2) 国庫補助事業等の単価見直し
4. 東京一極集中の抜本的是正について

I 令和5年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

(1) 地方創生推進財源の確保

①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。特に、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続拡充を図ること。

②「地方創生推進交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。

また、交付金に係る地方の財政負担については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(2) 「特定地域づくり事業推進法」への対応

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、町村において、法に基づく諸施策が円滑に実施できるよう、引き続き、事業協同組合の設立・運営に関する相談体制の整備や、町村職員に対する研修・情報提供など、指導・支援の充実強化に取り組むこと。

2. デジタル化施策の推進について

(1) デジタル人材の確保・育成

「社会全体のデジタル化」については、特に重点的に取り組むものが「行政手続のオンライン化」とされており、デジタル化対策は町村にとっても当面の重要課題である。

しかしながら、日進月歩で変化する情報通信分野への対応は、小規模町村では技術面や人材面から困難な取組課題である。

については、市町村のデジタル人材の確保・育成に向け、国等による教育研修カリキュラムの提供や更なる人的・技術的支援など、きめ細やかな支援を行うこと。

(2) 「地域デジタル社会推進費」の延長

地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、地方交付税の算定項目において、令和3・4年度を対象期間として「地域デジタル社会推進費」

が創設された。

一方で、今後、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化も予定されているが、地域のデジタル化と行政のデジタル化は一体的なものであり、「地域デジタル社会推進費」についても、少なくとも国が示す「自治体DX推進手順書」の行程に併せて、令和7年度まで財源措置を拡充・継続すること。

(3) デジタル田園都市国家構想推進交付金の充実

デジタル田園都市国家構想推進交付金については、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けた取組を新たに進めることができるよう、同交付金を拡充するとともに、地域の実情に配慮し、一層使い勝手の良いものとする。

(4) 条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップを考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

3. 行財政運営に必要な地方税財源の確保・充実について

(1) 地方交付税の総額確保

骨太の方針 2022 を踏まえ、令和 5 年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや、臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。

とりわけ、長期化する新型コロナウイルス感染症、緊張化する国際情勢や為替相場の影響による資源価格の高騰が行政コストの上昇をもたらし、また、経済を減速させて、地方交付税原資を減少させる懸念があるため、地方財政への影響が出ないよう「まち・ひと・しごと創生事業費」、「地域社会再生事業費」及び「地域デジタル社会推進費」を含め、地方交付税等一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 地方交付税算定方法の見直し

- ①各町村の行政コスト差は人口や地理的条件などによるところが大きく、民間委託などが困難な離島・中山間地域に位置する小規模な町村に

まで、一律に理不尽な行政コスト削減を強いるような基準財政需要額の算定は行わないこと。

- ②地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- ③町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を考慮した「森林・林野行政費」を新設すること。

(3)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率を70%に拡大すること。

4. 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興について

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

5. 公職選挙制度の見直し・改善について

(1)人口減少時代における地方の声の国政選挙への反映

憲法との関係上、様々な課題整理は必要であるが、人口減少時代における地方の声が適切に国政選挙へ反映できるよう、選挙制度に関わる根本改革について総力を上げて取り組むこと。

(2)参議院選挙における合区の早期解消

都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなく

なることは非常に問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

このため、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度にすること。

6. 過疎対策事業の拡充について

過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう、過疎対策事業債の必要額を確保するとともに各種支援制度の拡充を図ること。

7. 空き家の有効活用等の推進について

「空家対策等の推進に関する特別措置法」の見直しにあたっては、特定空き家に該当しない空き家についても利用実態に応じ、固定資産税の住宅用地特例から除外することや、家屋の所有者に関する福祉関連情報の活用、緊急安全措置(即時強制)の規定整備、借地上にある空き家対策など、町村において、より一層空き家の有効活用等が推進されるよう、町村の意見を十分に反映すること。

8. 離島振興法の延長及び特別措置の拡充について

- ①令和4年度末に期限を迎える「離島振興法」について、島の実情に即した交通の確保・観光の振興・産業基盤及び定住環境の改善等、自立的発展に向けた島づくりが推進できるよう内容を充実させた上で期限を必ず延長するとともに、積極的に振興を推進すること。
- ②石油製品(ガソリン等)の安定供給を目的として、平成21年に隠岐島4町村が主体となって隠岐島油槽所を整備、運営している。開設から15年以内に実施しなければならないタンク開放工事(検査)に莫大な費用が必要となることから、その費用の一部について財政支援措置を講じること。
- ③現在、国が推進している上下水道事業の経営改善を目的とした広域化及び、施設の老朽化対策について、本土の事業者より経済的負担が大きい離島の事業者に対して、財政措置の充実強化を図ること。

9. 教育魅力化の推進について

本県町村では、県の「離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業」による支援と、それぞれの高校及び地元町村による積極的な取組により、県外から多くの生徒が「しまね留学」するなど、生徒の確保や地域の活性化に大きな成果が挙げられている。

今後、こうした取組をより一層充実・拡大させていくため、学校と地域の実情を理解した上で、双方の活動を調整できるコーディネーターの配置や育成に係る制度創設や財政支援措置を充実すること。

II 新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する要望

1. 医療機関に対する財政支援について

中山間地域や離島等の医療体制が脆弱な町村においては、新型コロナウイルス感染患者の受入れ増加や院内感染により、地域医療全体の機能が著しく低下することが予想される。

こうした医療機関において、医療用資機材の購入や医療従事者の増員等を行う場合に必要となる経費について、十分な財政措置を講じること。

2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(物価高騰対応分)の追加交付と使途要件の緩和について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、コロナ禍において燃料価格や電気料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対策対応分」が創設され、交付されることになったが、地域特有の事情に即し、効果的な経済対策を講じる観点から、今後更なる追加交付と使途要件の緩和を行うこと。

3. 事業実施のための万全な財政対策等について

(1) 適時的確な財源措置

令和5年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、感染症対策、雇用・経済対策など実効ある対策を積極的に推進するため、予備費の活用や必要に応じた適時の補正予算編成等により、各分野の対策事業費の確保に万全を期すこと。

(2) 国庫補助事業等の単価見直し

公共事業等については、最近の物価高騰の影響によりその執行に大きな支障を及ぼす恐れがあることから、補助単価等について実態に即した機動的な見直しを早急に行うこと。

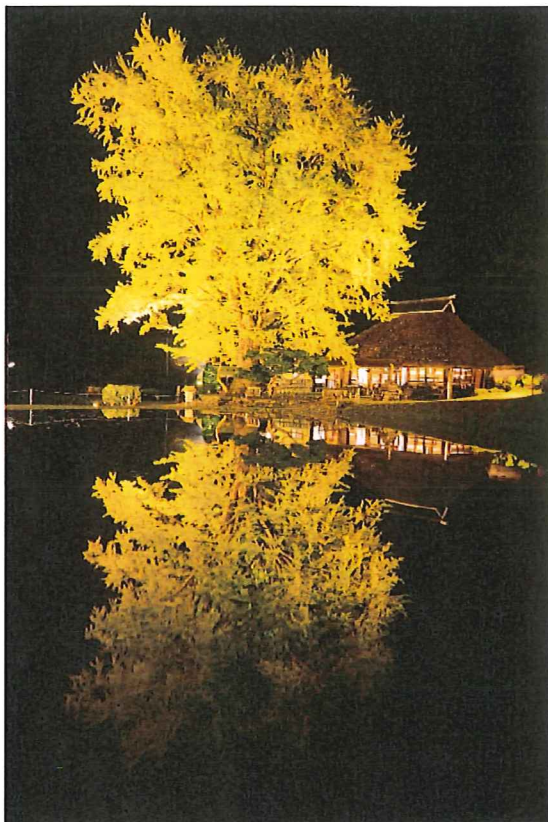
4. 東京一極集中の抜本的是正について

新型コロナウイルス感染症の拡大リスクや首都直下型地震等の大規模災害など、危機管理の観点からも、東京一極集中の是正と自立分散型国土の形成は、国を挙げて取り組むべき喫緊の重要課題である。

今後、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル技術を活用した地方活性化施策を総動員し、コロナ禍を契機に本格化の兆しに見える地方への移住・定住、若者や都市住民の田園回帰等の流れを一層加速させること。

また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産

地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進することで、東京一極集中を抜本的に是正すること。



(奥出雲町:金言寺の逆さ大銀杏)



(海士町:明屋海岸)